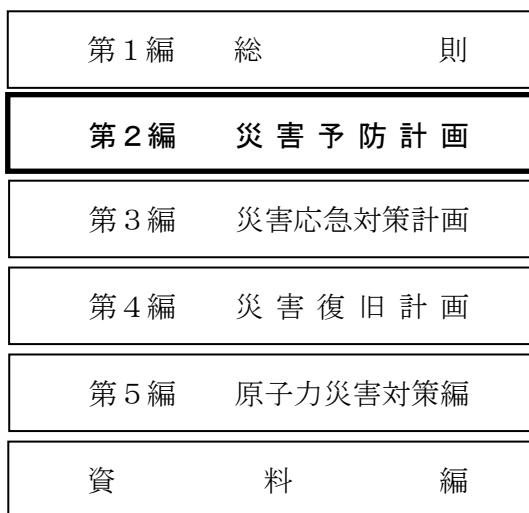


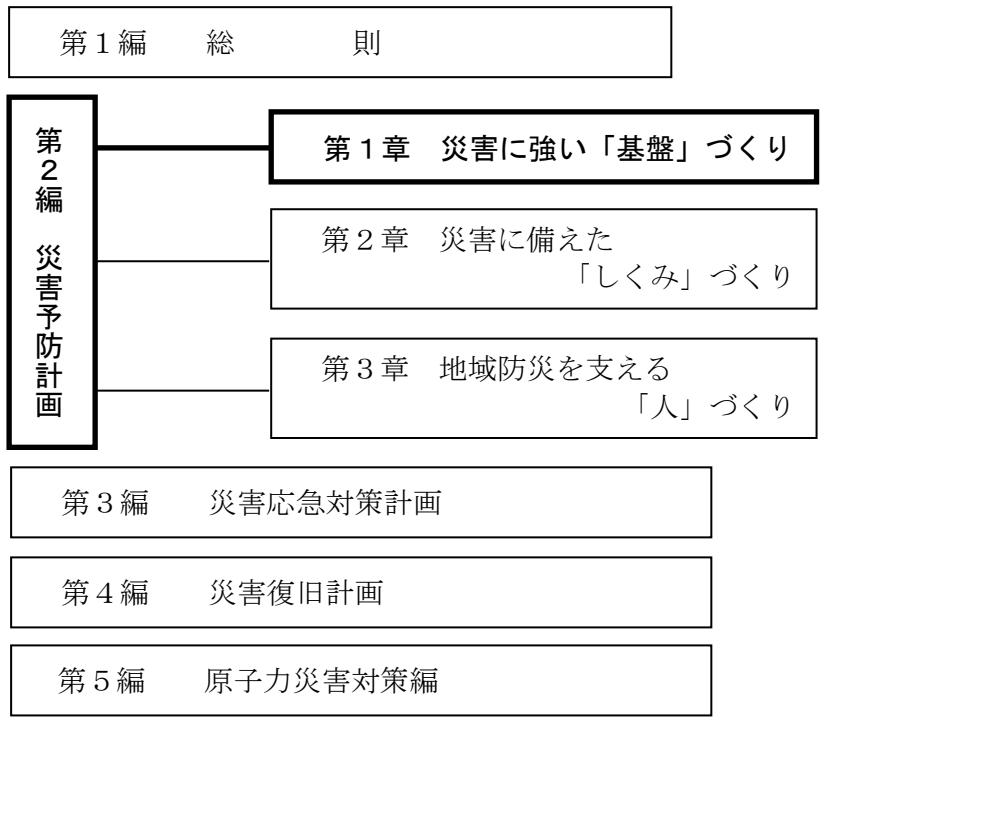
第2編 災害予防計画



第1章	災害に強い「基盤」づくり	予- 1
第2章	災害に備えた「しくみ」づくり	予-35
第3章	地域防災を支える「人」づくり	予-73

第1章 災害に強い「基盤」づくり

章の体系



第1節まちの防災機能の強化と建築物の安全化.....	予-2
第2節上下水道施設災害予防対策.....	予-5
第3節電力・ガス施設災害予防対策.....	予-6
第4節通信放送施設等災害予防対策.....	予-10
第5節防災施設等整備計画.....	予-13
第6節土砂災害予防対策.....	予-17
第7節風害予防対策.....	予-19
第8節危険物施設等災害予防対策.....	予-20
第9節道路施設災害予防対策.....	予-22
第10節河川施設・ため池等農業用施設災害予防対策.....	予-26
第11節農林業関係災害予防対策.....	予-30
第12節文化財等災害予防対策.....	予-31
第13節複合災害予防対策.....	予-33

第1節 まちの防災機能の強化と建築物の安全化

住民の生命、身体および財産を守るため、町、県および関係機関は、まちの防災機能を高めるために、防災空間の整備や建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。建築物の耐震化については、「竜王町建築物耐震改修促進計画」と整合を図り実行する。

第1 まちの防災構造化の推進

1 防災空間の確保

(1) 道路の整備

道路は、災害時の避難路、緊急輸送道路、大規模火災においては延焼遮断帯として重要な役割を果たしているため、その整備に努める。特に、既存建築物が密集する集落については、狭隘道路の問題の解消に向け防災空間の確保に努める。

(2) 公園・グラウンド等施設の整備

公園等は、災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは応急活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。平時は、公園、グラウンド等施設として利用されているものを災害時には転用できるよう整備に努める。

(3) 災害危険区域における適切な指導、助成

災害危険区域の指定による急傾斜地崩壊危険箇所などの災害発生の危険性が高い地域において、建築物の移転等適切な指導、助成を行う県に協力する。

2 建築物の不燃化

(1) 一般建築物の不燃化

建築物の安全性を確保し、住民の生命を守るため、建築物の敷地、構造および設備について、建築基準法に基づく指導・助言を行う県に協力する。

(2) 避難所に利用する公共施設等の不燃化

学校、庁舎、公民館等多人数を収容し得る公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設として利用できるよう不燃化を図るとともに、新築の場合は2階建以上の耐火構造等の建築物を推進する。

第2 建築物の安全性の向上

「竜王町建築物耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率を令和7年度末に95.0%、令和12年度末耐震化が不十分なものをおおむね解消し、多数の者が利用する建築物の耐震化については、令和7年度末に96.5%にすることを目標としており、そのために必要な施策を推進する。

1 公共建築物の耐震対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震安全性の確保

災害応急対策活動や医療活動の拠点となる施設、避難や緊急物資輸送のための施設等について、建築基準法の規定や「地方公共団体施設の標準的な耐震安全性の目標と

分類例」に準じて、耐震性を確保した公共建築物の整備を促進する。

(2) 防災関連施設の耐震調査および耐震化の推進

新耐震基準が施行された昭和56年以前に建築された施設の内、災害時に防災拠点や医療活動、避難所等、災害応急対策活動の実施に重要な役割を担う建築物については、防災性能に関する調査を計画的に実施し、必要に応じて耐震性・耐火性の向上のための補修補強に努めるとともに、施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を合わせて公表するよう努める。

2 一般建築物の耐震対策

新耐震基準施行以前に建築された建築物の内、特に、生活の基盤となる住宅、災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物、倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物等について、下記の方法等を活用し、耐震診断や改修を促進する。

- ・竜王町木造住宅耐震診断員派遣事業
- ・竜王町木造住宅耐震改修等事業

第3 一般住民に対する防災知識の普及および啓発

風水害・土砂災害に関しては、特に、空気の乾燥による火災発生危険時期（春・秋）、梅雨期および台風期の豪雨のおそれのある時期ならびに積雪期において対策を講じる。震災に対しては建物の耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発等に努める。

(1) ポスター掲示

公民館、公共施設等の人目につきやすい場所に掲示する。

(2) 町広報、町防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」、新聞等の広報機関による普及

(3) 講演会等の開催

(4) 建築物防災相談所の開設

建築士会や建築設計事務所等の建築関係団体の協力を得て、建築物防災相談所を開設し、個々の建築物の防災について相談に応じる。

(5) 事業者情報等の情報提供

町の耐震診断等担当窓口において、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報についての町民からの相談に対応し、町のホームページに掲載するなど身近に確認できるようとする。併せて、竜王町木造住宅耐震診断員派遣事業、竜王町木造住宅耐震改修等事業について、町民に広く周知を行う。

(6) 耐震診断技術者・改修施工者の紹介

町民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むために、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の登録名簿を、町の担当窓口および一般財団法人滋賀県建築住宅センターのホームページで公表している。

第4 建築基準法令の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

第5 ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要がある。具体的な取組として、滋賀県と連携し町民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、ブロック塀・窓ガラス・ベランダ・屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図る。

また、ブロック塀の適正な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体に要請する。

本計画に定めるブロック塀等の安全対策について、危険な既存ブロック塀等の除却を推進するため、下記の事業を実施する。

- ・ブロック塀等耐震対策事業

第6 地籍調査事業の推進

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

第7 耐震シェルター等の活用の促進

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合は、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、下記の補助制度等を活用し、耐震シェルターや防災ベッドの活用を促進する。

- ・竜王町個人木造住宅の耐震シェルター等の普及事業費補助金

第8 地震時の住宅火災の防止対策

大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、下記の補助制度等を活用し、感震ブレーカーの設置を促進する。

- ・竜王町感震ブレーカー等設置事業補助金

第2節 上下水道施設災害予防対策

第1 上水道施設災害予防対策

生活の基幹をなす施設である上水道施設については、施設の防災性能を高め、災害時には、迅速な復旧・給水を可能とする体制の整備強化とともに、水道事業体間の相互応援体制を堅持する。

1 施設の防災機能の強化

水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、過去に布設されたものや給水重要施設（医療・福祉機関、避難所となる施設等）への配水管路の耐震化を優先的に行う等順次計画的に耐震化を推進する。

2 復旧体制の整備

被災時における速やかな復旧活動を行うため、担当部署における指揮命令系統、応急復旧用資機材の備蓄や図面等の整備を図る。

3 相互応援体制の堅持

応急時の給水能力を確保するために、隣接水道事業体ならびに災害時に同時被災を免れるとと思われる水道事業者等と応急復旧体制を堅持する。

第2 下水道施設整備の促進

快適で衛生的な生活に欠かせない施設である下水道施設については、施設の適切な維持管理を行い、災害時には、迅速な復旧体制の整備を図るとともに、相互応援体制を堅持する。

1 下水道施設の維持管理

下水道施設は、災害によって広い範囲に閉塞、陥没等の被害が分散して生じやすいため、点検等による異常の早期発見と補修を図りながら、適切な維持管理を行う。

2 復旧体制の整備

被災時における速やかな復旧活動を行うため、担当部署における指揮命令系統、応急措置体制の整備や図面等の整備を図る。

3 相互応援体制の堅持

災害時の復旧に備えて締結された協定等に基づき、県ならびに関係団体の応援を得て迅速な復旧ができる体制を堅持する。

第3節 電力・ガス施設災害予防対策

第1 電力施設の災害予防対策

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、電力施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した電力供給の確保を図るための措置を講ずる。

1 電力設備の災害予防措置

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、保有する送電施設、変電施設、配電施設等の電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 水害対策
- (2) 風害対策
- (3) 雪害対策
- (4) 雷害対策
- (5) 地盤沈下対策
- (6) 土砂崩れ対策

2 防災業務施設および設備の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

- (1) 観測、予報施設および設備
- (2) 通信連絡施設および設備
- (3) 非常用電源設備
- (4) コンピューターシステム
- (5) 水防・消防に関する施設および設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備
- (7) その他災害復旧用施設および設備
- (8) 防災機関との事前連携
- (9) 無電柱化の実施

3 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に備え、次の事項を実施する。

- (1) 復旧用資機材の確保
- (2) 復旧用資機材等の輸送
- (3) 復旧用資機材等の整備点検
- (4) 復旧用資機材等の広域運営
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

4 電気事故の防止

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

①電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

②P R の方法

電気事故防止 P R については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびS N S 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

5 防災教育

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

6 防災訓練

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

7 マニュアル類の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

第2 ガス施設の災害予防対策

都市ガスは、大阪ガスネットワーク株式会社京滋導管部が竜王町の一部（ダイハツ工場

用地他) に供給している。

L P ガスについては、L P ガス事業者が集中配管方式によってグリーンヒル美松台に供給しており、町と社団法人滋賀県L P ガス協会近江八幡支部においてL P ガスに係る災害応急仮復旧に関する協定が結ばれている。

簡易ガスについては、各簡易ガス事業者が松が丘と松陽台に供給している。

1 ガス施設（都市ガス）災害予防対策

大阪ガス株式会社は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておく。

(2) 事業計画

- ①防災性能強化に向けた設備の充実と点検
- ②情報収集のための無線等通信設備の整備
- ③防災訓練の実施および防災知識の普及
- ④防災関係機関との相互協力

2 ガス施設（L P ガス）災害予防対策

各L P ガス事業者は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、L P ガスに係る災害応急仮復旧に関する協定に基づき初動措置として実施すべき事項を確認しておく。

(2) 事業計画

- ①防災性能強化に向けた設備の充実と点検
- ②情報収集のための無線等通信設備の整備
- ③防災訓練の実施および防災知識の普及
- ④防災関係機関との相互協力

3 ガス施設（簡易ガス）災害予防対策

各簡易ガス事業者およびグリーン近江農業協同組合ガス事業所は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、簡易ガスに係る災害応急仮復旧に関する協定に基づき初動措置として実施すべき事項を確認しておく。

(2) 事業計画

- ①防災性能強化に向けた設備の充実と点検

- ②情報収集のための無線等通信設備の整備
- ③防災訓練の実施および防災知識の普及
- ④防災関係機関との相互協力

第4節 通信放送施設等災害予防対策

災害時に情報収集・伝達のシステムが十分機能するように、町および通信・放送事業者等は、保有する通信放送施設や設備の防災性を高めるとともに、災害時に故障が生じた場合も代替のルートを確保できるよう緊急通信連絡体制を整える。

第1 防災行政無線

県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の2ルートで構成する防災行政通信網の整備が行われている。

衛星系については、県庁・市町・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行う他、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

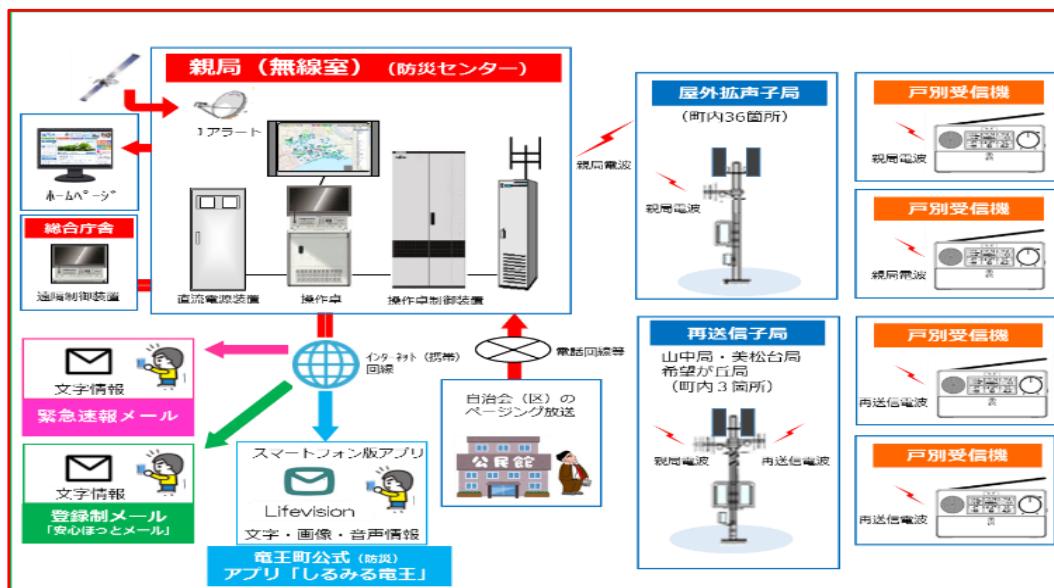
第2 竜王町防災行政情報システム整備

災害時における情報伝達の迅速、正確、円滑性を図り、災害応急対策等を的確に処理し、総合的防災体制を確立させ、住民の生命財産の安全を確保することおよび平常時には、一般行政事務の効率化を図ることを目的とし、令和元年度から2年度にかけて本設備を設置する。

竜王町防災行政無線は親局を町防災センター2階無線室に設置し、町内に分散配置した屋外拡声装置、戸別受信機を介して、屋内外にいる住民に情報を伝達するものである。通常の放送に加え、J-アラートやメール配信（緊急速報メール・安心ホットメール＜登録制＞）、携帯アプリ等（竜王町公式アプリ「しるみる竜王」）との連動・連携により、災害時における情報伝達を迅速且つ正確に行うこととする。

また、平常時の一般行政事務通報にも有効に活用する。

【竜王町防災行政情報システムによる情報伝達】



第3 電信電話設備

災害による被害を回避または最小限にするために、西日本電信電話株式会社において下記の措置を実施する。

- (1) 情報連絡体制の強化・充実
- (2) 関係設備の監視強化・充実
- (3) 関係設備の点検整備
- (4) 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- (5) 回線等の応急措置の準備
- (6) 災害発生危険設備の補強および防御
- (7) 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- (8) 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

第4 非常通信関係機関

滋賀県の地域における利用者の便宜をはかるため、滋賀地区非常通信協議会がその構成機関の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路を「滋賀地区非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに関係機関が連絡を密にし災害に備える。

第5 郵便施設の災害予防

郵便物の運送、収集および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めるとともに、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の措置をとる。

第6 しらしがメール・SNS配信システム（しらせる滋賀情報サービス）

滋賀県では、防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を、希望される方へ電子メールで配信している。あらかじめユーザ登録すると、携帯電話やパソコンに情報を届けてもらうことが可能である。

しらしがメール配信の内容

- ・避難情報：避難指示などが発令されたときに配信される。
- ・河川水位情報：河川水位観測点で一定の基準値を超えたときに配信される。
- ・雨量情報：雨量観測点で一定の基準値を超えたときに配信される。
- ・土砂災害警戒情報：土砂災害警戒情報が発表または解除されたときに配信される。
- ・気象情報：気象特別警報・警報・注意報が発表または解除されたときに配信される。
- ・地震情報：県内で地震が起きたときに震度情報などが配信される。
- ・その他

第7 その他の通信施設の活用

町は、災害発生時において、ラジオスイートの協力やアマチュア無線ボランティアを確保するよう努める。また、タクシーや事業所等における情報収集の協力が得られるよう平時から取り組む。

また、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム(Ｊ－アラート)、緊急速報メール(エリアメール)、インターネットメール等の通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集伝達体制の整備に努める。

第5節 防災施設等整備計画

町は、住民の生命、身体および財産を守るため、東近江行政組合消防本部、県および関係機関と協力し、水防施設、消防施設等の整備を促進する。

第1 水防施設

水防施設に関しては、災害に対処するため、水防法の規定により竜王町の区域における水防の責任を十分に果たし、水害の防御およびこれによる被害を軽減するに必要な水防倉庫、水防資機材等を充実強化する。町内には水防倉庫が5箇所あるが、新たに東南部、北部の各地域に2箇所整備を行う。

水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努める。

町は、次の施設および資機材等を整備するとともに、定期的な点検・管理を行い、災害時における活用に支障をきたさないようにする。

- (1) 水防倉庫
- (2) 水防用資機材
- (3) 量水標
- (4) 雨量計
- (5) IOT 水位センサー

第2 消防施設

消防施設に関しては、最近における火災の複雑化、多岐化および大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、整備を促進する。

消防施設は、消防庁通達により定められている「消防力の整備指針」に準じ整備している。

1 消防用機械・消防用器具の整備

東近江行政組合消防本部は、危険物施設等の増加に伴い、化学化、機動化を図るため、化学消防ポンプ自動車、はしご自動車および消防艇の配備等や危険物等の火災に備える泡消火剤の備蓄等化学消防力の充実に努める。

消防団の各分団に配置してある消防ポンプ車等の更新を図り、消防力の増強を図る。

2 消防無線の充実および広域化

広域的災害に備えて、隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波有効運用を推進する。

3 消防水利の確保

消火栓の新設および増設、防火水槽の設置等、消防水利の確保を図る。

国の「消防水利の基準」(昭和39年12月10日、消防庁告示第7号)に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。特に、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

- (1) 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- (2) 河川・ため池等の自然水利の活用
- (3) プール・雨水貯留施設等の水源を消防水利に活用
- (4) 河川改修等における消防水利の確保
- (5) 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
- (6) 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

4 消防施設・設備の計画的な配備

高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備を検討する。

第3 防災拠点施設

町における防災活動の中で特に重要な機能を果たす公共施設等を防災拠点として位置づけ、必要な機能整備を図る。各拠点間においては、道路や情報通信網によるネットワークの充実を図る。

また、竜王町コンパクトシティ化構想に基づく中心核整備にあたっては、「交流・文教ゾーン」内に防災機能を備えた施設を整備し、これを有機的に連携させることで、本町の防災機能の強化を図る。

1 防災中心拠点および防災拠点

町において災害による被害が発生した場合、竜王町災害対策本部を町防災センターに設置する。災害対策本部は、防災活動の中心となるだけでなく、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信機能を果たす必要がある。

防災中心拠点となる施設においては、全国瞬時警報システム（Jアラート）、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメールなどの情報通信機能の整備に努める。

また、防災中心拠点をサポートする地域拠点として、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設と竜王北東部地区防災拠点施設の機能の充実を図る。

2 水防倉庫

水害による被害を防ぐため、水防資器材（土のう、防水シート、ロープ、杭など）を備えた水防倉庫を町内各所へ設置する。

3 輸送拠点

災害時の物資の受入れ、一時保管および配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を整備する。県内または県外と町内の輸送拠点を結ぶ広域陸上輸送拠点として、道の駅「竜王かがみの里」、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設、町総合運動公園を位置づける。

4 医療救護所

災害発生直後、災害現場付近で搬送前の応急措置が行えるよう、学校など救護所設置予定地を事前に定めたうえ、災害の発生拡大の状況をみながら応急救護所が設置可能な体制を整える。

5 航空輸送の環境整備

町内の学校、グラウンド等にヘリコプター発着可能場所を整備し、住民へのヘリコプター発着に関する注意も災害の前から普及させていく必要がある。

また、民有地では、事業所のグランドや駐車場、農地等が発着場として使用する可能性がある。対策本部、避難所、輸送拠点等を十分に勘案しながら、緊急時のヘリコプターの開設に備え、必要な協定や整備を進める。

6 応急仮設住宅の建設のための備え

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するために、建設適地の選定に努める。二次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所で、水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

7 その他の拠点

災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、ボランティア拠点として町勤労福祉会館を指定する。災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。

災害により発生した多量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、町民の生活環境を確保するため、災害廃棄物仮置場を町有地に確保する。

＜防災拠点施設一覧＞

施設名称	所在地	防 災 機 能								
		防災中心拠点	地区防災拠点	水防倉庫(備蓄倉庫)	輸送拠点	避難所および救護所	ボランティア拠点	災害廃棄物置場	遺体安置所	ヘリポート(候補地)
竜王町防災センター	小口 1672	○		○						○
山之上地域防災拠点施設	山之上 5893-1		○	○	○					○
竜王西部地区防災拠点施設	岡屋 2911-5	○	○	○						○
竜王北東部地区防災拠点施設	弓削字豊楽 59-14 他	○	○							
コミュニティ消防センター	鶴川 513			○						
道の駅「竜王かがみの里」	鏡 1231-2				○					
竜王町保健センター	小口 5-1					○				
竜王小学校	綾戸 275					○				○
竜王西小学校	山面 1-1					○				○
竜王中学校	橋本 15					○				○
竜王町公民館	小口 267-1					○				
道の駅アグリパーク竜王	山之上 6526					○				
竜王町総合運動公園	岡屋 3282				○ ○			○ ○		
竜王町勤労福祉会館	小口 3						○			
農村運動広場	川守 5									○
町有地他	町内							○		
竜王町公共施設敷地(グラウンド等)	町内									○
東南部、北部地区防災拠点施設(予定)	町内				○					
防災公園(予定)	町内					○				

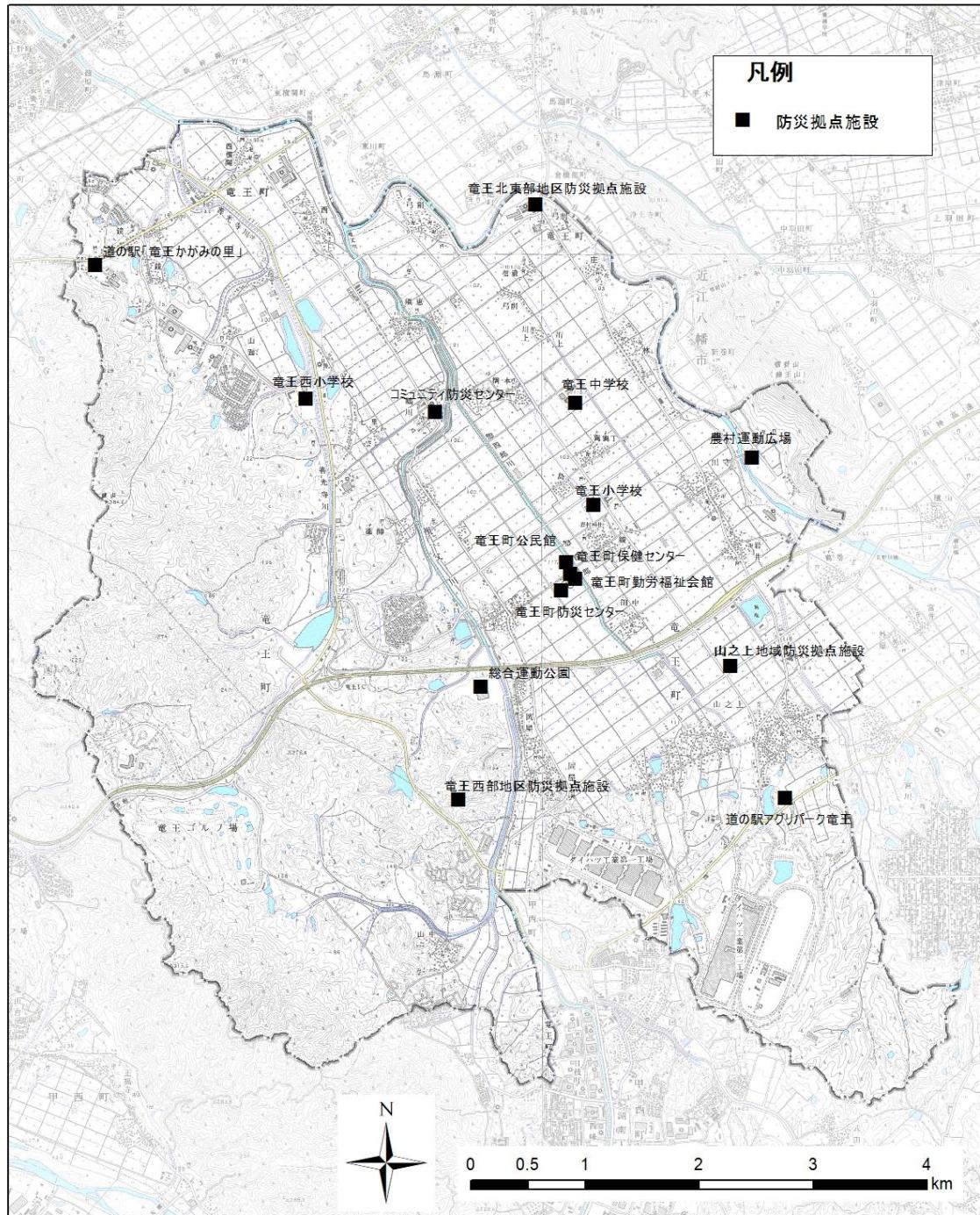


図 防災拠点施設位置図

※ 資 料

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 水防倉庫 | (資料編 1 - 5) |
| 2 水防用資材 | (資料編 1 - 6) |
| 3 水位観測所 | (資料編 1 - 7) |
| 4 水防区域および危険箇所図 | (資料編 1 - 8) |
| 5 浸水危険情報図 | (資料編 1 - 9) |
| 6 消防用車両等の状況 | (資料編 1 - 11) |

- 7 消防団等の状況
- 8 消防水利の状況

(資料編1-12)
(資料編1-13)

第6節 土砂災害予防対策

集中豪雨や地震等によるがけ崩れ、土石流等の災害から、住民の生命、身体および財産を守るため、土砂災害の予防対策を推進する。

第1 土石流危険渓流および急傾斜地の崩壊対策

町内における土石流危険渓流は13渓流、急傾斜地崩壊危険箇所は28箇所あり、地震時・豪雨時には、土砂災害に対して注意が必要である。

土砂災害防止のため、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づく砂防えん堤、擁壁工等の土砂災害防止用土木構造物の対策工事を推進するよう県に要請する。

また、住民に対し、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所等危険箇所の周知、防災意識の普及に努める。

第2 総合土砂災害対策

1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から、住民の生命、身体および財産を守るため、土砂災害の発生するおそれがある区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒特別区域を指定している。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがあり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制の対象とすべき区域。

2 警戒避難体制の整備等

(1) 町は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、警戒区域ごとに地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人が利用する施設がある場合は、これら施設の名称および所在地ならびに円滑かつ土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達に関する事項を定める。

(2) 住民の円滑な警戒避難が行われるよう、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布やインターネットの表示等により必要な事項を住民に周知する。

3 開発行為・建築の制限

県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行っており、町はその周知に努める。

- (1) 特定の開発行為に対する許可制
- (2) 建築物の構造規制
- (3) 建築物の移転等の勧告

4 滋賀県土木防災情報システムの活用

県は、滋賀県土木防災情報システムや雨量情報表示盤配信システムを整備し、市町、

県民向けに土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報を提供している。

町では、これらの情報等を利用し、警戒避難体制確立の参考にする。

第3 治山対策

町内における山地の災害危険地区は、山腹崩壊危険箇所が5箇所、崩壊土砂流出危険箇所が6箇所あり、地震時・豪雨時には、土砂災害に対して注意が必要である。

土砂災害防止のため、砂防法、森林法等に基づく山腹、谷止め工等の土砂災害防止用土木構造物の対策工事を推進するよう県に要請する。

※ 資 料

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1 水防区域および危険箇所図 | (資料編1－8) |
| 2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | (資料編1－10) |

第7節 風害予防対策

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

また、竜巻や突風等については、住民への注意喚起を行うとともに、住民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

第1 監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、県および関係機関と連携した監視体制に入る。また竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報に注意を払う。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

第2 各機関における対策

1 一般予防対策

公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。

県は竜巻注意情報が発表された場合は、メール・SNS配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）を行う。また、住民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物などに避難し、屋内では窓ガラスには近づかないなどの対応をとる。

2 農作物の被害予防対策

水稻では、水田を深水にして倒伏防止対策を講じる。また畠地では、防風ネットや防風林等の設置が望ましい。

施設園芸では、パイプなど施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あきなど被覆資材の修繕などを行う。

露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強などを実施する。

果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理するなど資材の飛散防止対策を行う。

第8節 危険物施設等災害予防対策

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、消防関係機関等と連携して、保安教育の実施、指導の強化、事業所による自衛防災組織の推進等に努める。

高圧ガス、毒物劇物に関しては、県が実施する啓発活動等に協力する。

第1 危険物施設災害予防対策

1 保安教育の実施

保安管理の向上を図るため、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、消防関係機関等は講習会、研修会などを実施する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛防災組織、地域住民を含めた訓練や行事を行う。

2 指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防署の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- (4) 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導の強化

3 事業所の消防組織の強化

事業所における自衛防災組織の結成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。隣接する危険物事業所の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進する。

4 化学消防資機材の整備

- (1) 化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

第2 高圧ガス施設災害予防対策

町内には、一般高圧ガス第1種製造者数は3事業者あり県が検査・指導を行っている。

町は、保安意識の高揚に向け、各種講習会・研修会等の実施など県が実施する啓発活動に協力する。また、町が防災対策を実施する必要があると認めた場合は、速やかに県および消防関係機関に情報を提供する。

第3 毒物劇物災害予防対策

町は、毒物劇物の営業者、取扱者に対し、関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。また、保管状況の実態や適正管理の指導啓発等の情報を県に要請する。

※ 資 料

- | | |
|-------------|------------|
| 1 危険物施設 | (資料編 1-14) |
| 2 高圧ガス製造事業所 | (資料編 1-15) |

第9節 道路施設災害予防対策

道路は、本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や緊急輸送道路等の多様な機能を有している。このため各種の災害に耐えられるよう整備を進める。

第1 道路施設の災害予防

災害時における道路機能の確保のために、橋梁等道路施設の耐震性確保が不可欠であるため必要な施設の耐震補強等を推進する。

1 橋梁

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について耐震点検を実施し、重要度に基づく耐震性能の目標に合わせ適切な広報により順次耐震補強を実施する。

新設の橋梁については、最新の「道路橋示方書」（平成29年11月改訂）の基準に基づき必要な耐震性を確保する。

2 横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には「立体横断施設技術基準」に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

3 道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策を独立したものとして考えるのでなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。

防災総点検の結果に基づき対策を必要とする箇所について、道路災害防災事業等により緊急性の高い箇所から順次対策工事を実施する。

4擁壁等

背の高い擁壁などについては、新設時には地震力を考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

5 無電柱化

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

第2 道路情報システムの整備推進

道路管理者や交通管理者は、地震発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。

第3 交通安全施設の災害予防

地震災害時における交通安全を確保するため、老朽信号機等の更新整備、地盤軟弱地帶

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い「基盤」づくり

の調査と補強、交通信号機等電源付加装置の増設、交通情報収集・提供装置の整備等を図る。

水防上特に重大な影響を持つ橋梁

番号	管内	河川名	路線名	橋梁名	形式	位 置			通行上の支障の有無	適 要
						市町	町	字		
1	東近江	日野川	近江八幡竜王線	安吉橋	Pc	近江八幡市	倉橋部		無	国道間を連絡する主要道であり重要
2	東近江	日野川	綾戸東川線	日野川大橋	Sg	竜王町	—	弓削	無	国道8号に通ずる道路であり重要
3	東近江	日野川	国道8号	横関橋	Sg	近江八幡市竜王町	東川—	西川	無	
4	東近江	日野川	桜川西竜王線	法教寺川橋	Pc	竜王町	—	岩井	無	主要地方道に連絡する道路で水防上資材運搬路として重要である

出典：滋賀県水防計画資料編（令和5年度）

県の指定以外による水防上特に重大な影響を持つ橋梁

番号	河川名	路線名	橋梁名	形式	位 置			通行上の支障の有無	適 要
					都市	町	字		
5	日野川	町道竜王近江八幡八日市	雪野山大橋	Sg	蒲生	竜王	川守	無	近隣東近江市に連絡する道路で水防上資材運搬路として重要
6	祖父川	春日竜王線	鵜川橋	Rc	蒲生	竜王	鵜川	無	県道であり、水防上資材その他物資運搬に重要
7	祖父川	町道小口八重谷線	竜王大橋	Sg	蒲生	竜王	小口	無	経済活動・社会活動上最重要
8	祖父川	国道477号	祖父川大橋	Sg	蒲生	竜王	岡屋	無	経済活動・社会活動上最重要
9	法教寺川	彦根八日市甲西線	新山之上橋	Sg	蒲生	竜王	山之上	無	経済活動・社会活動上最重要

※ 番号は次頁図の番号に対応

Pc : プレストレスコンクリート橋 Sg : 対候性鋼板非合成I桁橋 Rc : コンクリート橋

出典：竜王町水防計画書（令和5年度）

次頁に位置図

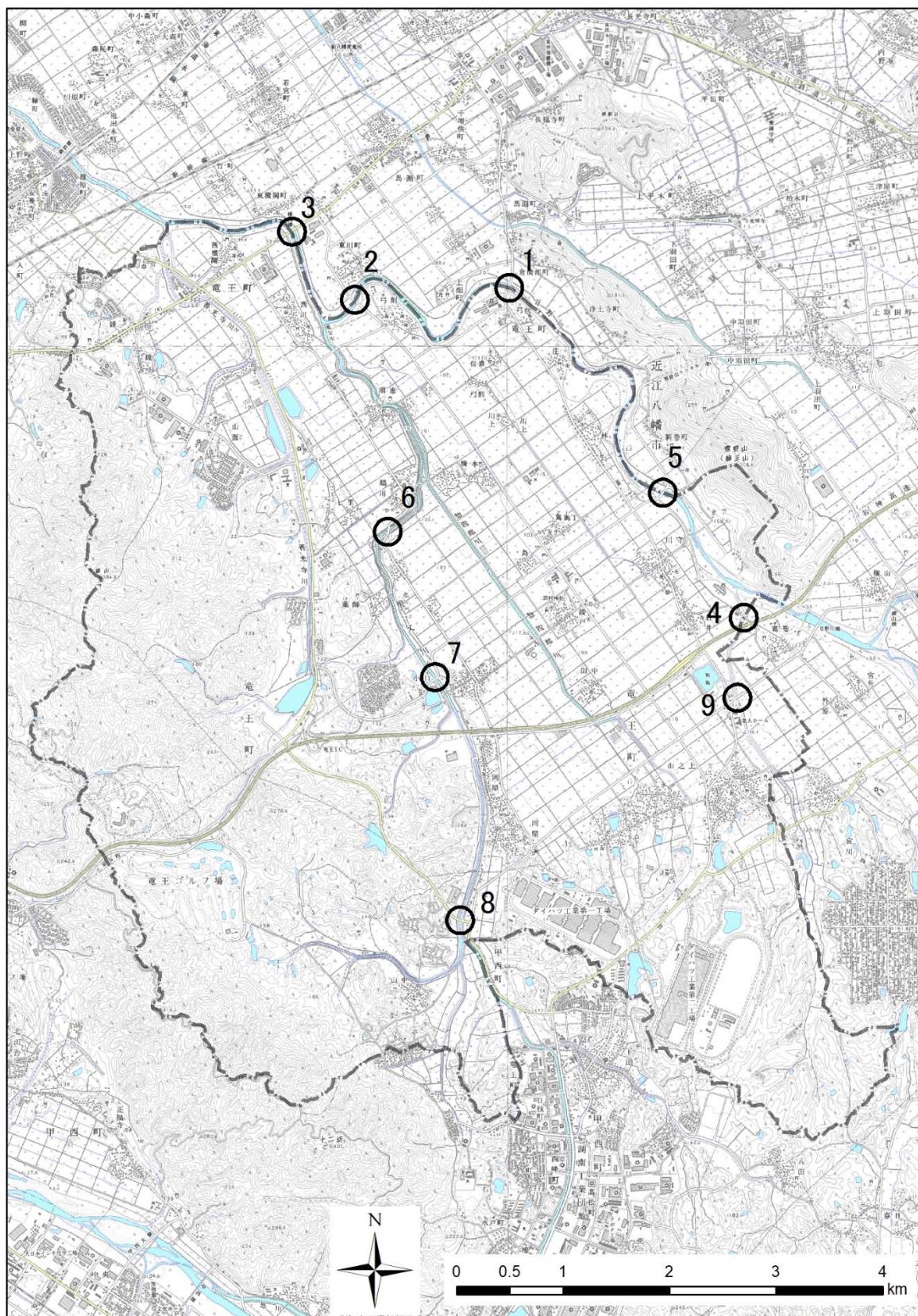


図 重要橋梁位置図

第10節 河川施設・ため池等農業用施設災害予防対策

災害時における河川施設、ため池等農業用施設の出水被害等を防止するため点検や整備を実施し、安全性の向上を図る。

第1 河川施設

日野川の改修をはじめ、県の事業に積極的に協力するとともに、天井川は極力河床を下げて平地河川とし、その安全度を高めるよう河川改修に努める。

1 重要な水防区間

県の指定による重要な水防区間として以下の7区間が指定されている。

番号	河川名	左 岸 右	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
			区 域	区域 (m)	区 域	区域 (m)	区 域	区域 (m)
1	日野川	左 岸 右	竜王町全域 左岸 9,100m 右岸 200m	9,300	同 左	9,300	竜王町全域 左岸 9,100m	9,100
2	善光寺川	右岸	山面地先より 日野川合流点 右岸 1,800m	1,800				
3	東川	左 岸 右	新町橋より 善光寺川合流点 650m	1,300	同 左	1,300		
4	祖父川	左 岸 右	岡屋地先より 日野川合流点 6,500m	13,000	同 左	13,000	湧川合流点より 日野川合流点 左岸 3,500m 岡屋地先より 日野川合流点 6,500m	10,000
5	新川	左 岸 右	弓削地先より 祖父川合流点 800m	1,600	同 左	1,600	弓削地先より 祖父川合流点 右岸 800m	800
6	惣四郎川	左 岸 右	祖父川合流点 左岸 3,500m 右岸 3,400m	6,900	橋本地先より 祖父川合流点 左岸 1,000m 右岸 1,000m	2,000	念佛地先より 祖父川合流点 左岸 800m 右岸 800m	1,600
7	法教寺川	左 岸 右	山之上地先より 日野川合流点 左岸 5,200m	5,200	同 左	5,200	山之上地先より 国道477号まで 左岸 1,400m	1,400

出典：滋賀県水防計画資料編（令和5年度）

県の指定以外の重要な水防区間として以下の4区間が指定されている。

番号	河川名	左 岸 右	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
			区 域	区域 (m)	区 域	区域 (m)	区 域	区域 (m)
8	中津井川	左 岸 右	信濃地先より 日野川合流地点 450m	900	同 左	900	同 左	900
9	二重川	左 岸 右	鏡地先より鏡地先 左岸 1,500m 右岸 1,150m	2,650	同 左	2,650		
10	寒尻川	左 岸 右	岡屋地先より 名神高速道路 600m	1,200				
11	大洞川	左 岸 右	西横関地先より 日野川合流点 1,340m	2,680	同 左	2,680	同 左	2,680

※（P予-27）重要水防区域・防災重点ため池位置図参照

出典：竜王町水防計画書（令和5年）

2 河川の改修等

- (1) 町は、洪水、浸水等の水害を予防するために、日野川改修を含め各河川において、県が進める改修整備に協力し、排水不良、護岸老朽化、漏水が早期に解決されるよう努める。
- (2) 町は、現在改修中の河川については、早期実現を図るとともに、日野川改修の進捗状況も踏まえ、緊急度の高い河川について、風水害・地震を考慮した河川施設の整備に努める。

3 河川施設等の点検・整備

- (1) 各河川管理者は、堤防の決壊防止および治水機能維持のため、施設の点検・整備を行い、安全管理に努める。
- (2) 町は、短時間の多量降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃・整備対策を講ずる。

4 水害防止対策

県は、日野川等洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報指定河川に指定している。洪水のおそれがあるときは、彦根地方気象台と共同して、その状況について水位を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

県は、洪水予報指定河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について特別警戒水位を定め、これに達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町への情報提供や助言に努める。

県は、洪水予報河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、洪水浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町長に通知する。

また、河川だけでなく身近な水路の氾濫なども想定し、人々の暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を表示した「地先の安全度マップ」を作成・公表している。

町が洪水予報河川等について具体的な避難指示等の発令基準を設定する際や洪水予報河川等以外の河川について避難指示等の発令基準を策定する際、各地区における避難のための取組について、県は町に対し必要な支援や助言等を行う。

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他水防法第15条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

町は、町地域防災計画に定められた避難場所等について住民に周知させるよう努める。

第2 ため池等農業施設の安全化

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置が令和2年10日に施行され、決壊による水害その他の災害により被害を及ぼすおそれがある農業ため池を防災

重点農業用ため池として知事が指定された。

町は県と連携し、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を行い、その結果を踏まえ国の補助事業を活用し防災工事を実施する。

<防災重点農業用ため池等箇所>

番号	ため池名	字	ため池規模			
			堤高 (m)	堤頂長 (m)	経過年数	総貯水量 (m³)
1	荒池	鏡	5.4	100.0	約130年	25,000
2	鏡新池	山面	4.3	531.0	約130年	60,000
3	カンゴ池	山之上	3.2	86.5	130年	6,000
4	野口池	山之上	2.8	119.0	130年	15,000
5	三田池	山之上	6.0	400.0	160年	45,100
6	古宮池	鏡	2.8	81.0	約130年	6,000
7	込所池	七里	3.4	393.0	約130年	2,500
8	宝来池	山之上	2.4	108.5	100年	2,000
9	大谷池	山之上	4.9	77.0	130年	13,000
10	三味池	山之上	3.6	94.0	130年	10,000
11	本ノ添池	山之上	3.0	60.0	130年	3,000
12	鳴谷池	薬師	11.0	35.0	不明	70,000
13	八重谷沈砂池	小口・薬師	2.5	301.0	約50年	200,000
14	長池	山之上	5.3	120.0	約130年	170,000
15	長路ヶ谷池	山之上	5.0	80.5	約130年	20,000
16	堤池	鏡	2.0	50.0	不明	18,000
17	広谷池	鏡	5.6	73.0	約130年	6,000
18	大谷池	鏡	4.8	94.0	約130年	10,000
19	向山溜	山面	8.6	82.5	約130年	25,000
20	新池	山之上	2.9	600.0	約130年	90,000
21	後の池	山面	2.3	86.0	約130年	4,000
22	谷の上池	山面	1.2	42.0	約130年	3,000
23	二号池	岡屋	7.0	130.0	不明	4,000

※ 番号は、次頁図の番号に対応 ※()については通常のため池

出典：竜王町資料

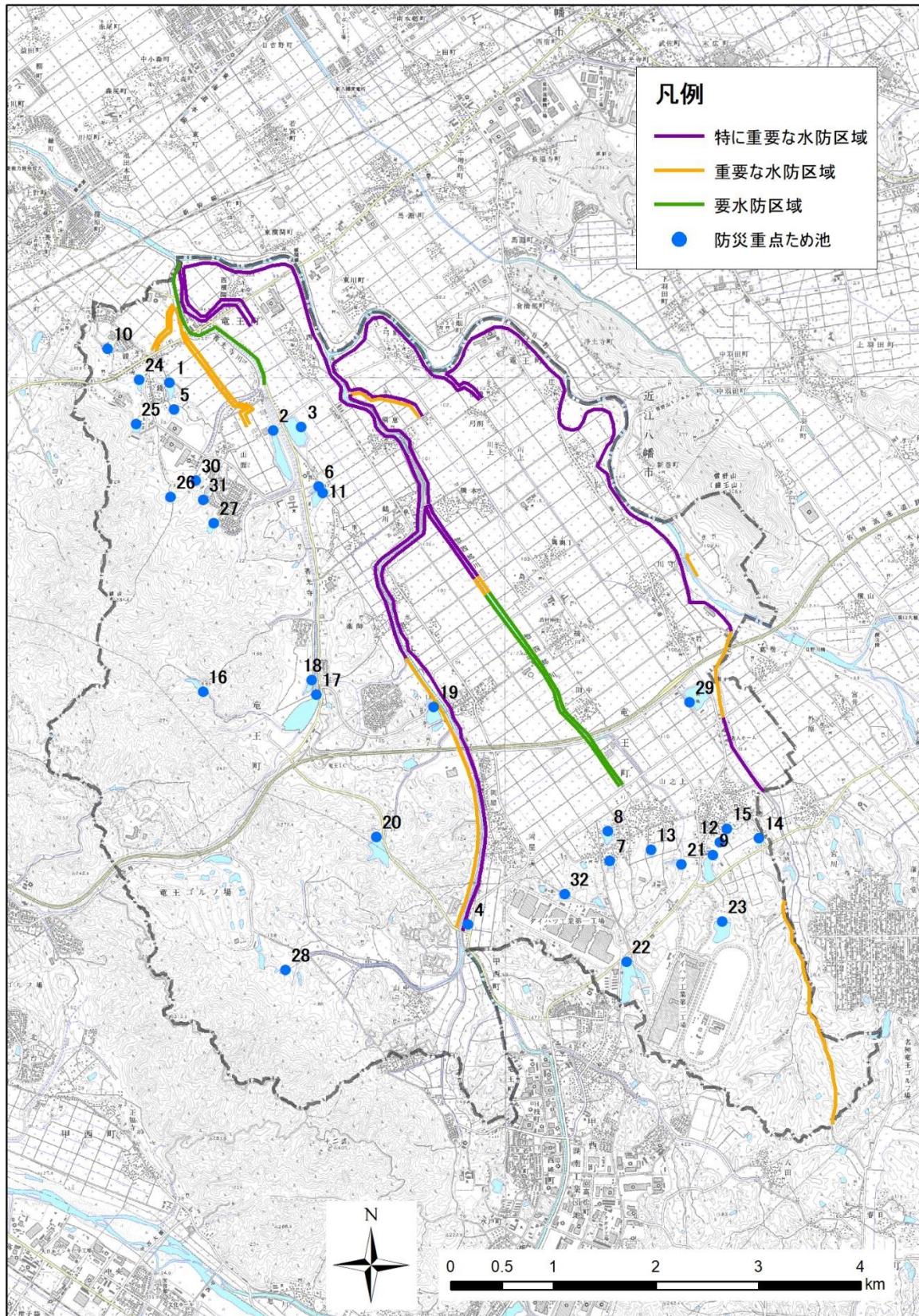


図 重要水防区間・防災重点ため池等位置図

第11節 農林業関係災害予防対策

各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農技術の普及ならびに気象情報等諸情報の迅速な伝達に努めるとともに、指導体制の確立を図る。また、この計画の推進のため、農業技術振興センターや病害虫防除所など関係機関、団体による情報提供をもとに的確な対策を行う。

第1 防災営農技術の確立ならびに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災に必要な技術指針を確立するために、災害を回避し被害を未然に防止するための技術、災害に耐え被害を最小にくい止めるための技術等について、県に情報の提供を要請する。

第2 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策

家畜伝染病予防について、県から町および獣医師は必要な技術の指導を受ける。

近年、東南アジア諸国において高病原性鳥インフルエンザウィルスの人への感染事例が発生したこともあり、世界的にも新型ウィルスの出現が懸念されている。町は、新型インフルエンザの脅威から住民の生命と健康を守るための県の措置に協力する。

第12節 文化財等災害予防対策

文化財は、貴重な国民的財産であり、これを公共のために大切に保存するとともに、公開などの活用に努められるよう万全の配慮が必要であることから、町内の文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して防災対策を計画し、消防設備等の施設整備を推進し、文化財保護に関する住民の理解、保護意識を啓発し、防災訓練や定期的な点検等の現地指導を強化する。

文化財の所有者または管理者は、日頃から初期消火活動等の訓練を行うなど災害に備えた文化財の管理を行う。また、国指定、県指定文化財に関しては、国・県が助言、指導を行い、町指定に関しては町教育委員会が助言、指導を行う。

文化財の防災施設は、警報設備、消防設備、避雷設備、防火壁、消防道路、保存庫等で、これらの設置および改修事業については、所有者・管理者が行い、国および県、町等が補助し、施設の整備を行う。

第1 竜王町の文化財

竜王町は、多くの文化資産に恵まれ、国指定文化財22件、県指定文化財4件、町指定文化財20件、選択文化財1件、県選択文化財1件と多くの文化財が指定をうけている。

第2 防災設備等の整備強化

町教育委員会、所轄消防機関および文化財所有者、管理者は文化財保護法、消防法およびその他関係法令の規定に基づき、下記について具体的な事業計画を立て、順次実施する。

1 火災予防

- (1) 火気の使用制限、たき火・禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置
- (2) 漏電火災警報器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャー、スプリンクラーの取付け
- (3) 防火壁、防火水槽の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設

2 防雷対策

- (1) 避雷針の設置

3 その他の対策

- (1) 環境整備（危険木除去、排水整備、擁壁、換気、防湿）、薬剤処理（白蟻、虫害、黴等の予防）
- (2) 防御網阻止柵等の設置
- (3) 文化財の施設への寄託保管
- (4) 防災施設の定期的な管理、点検（電気系統、非常通報器など）

第3 現地指導の徹底

町内の指定文化財の現地巡回視察などは、竜王町文化財巡視員設置要綱の規定により委嘱されたものが毎月1回以上巡視を行い、町教育委員会は報告内容を踏まえ、国が策定し

た文化財の防災に関する指針をもとに、所有者または管理団体に対して、文化財の防災上必要な指導、助言を行う。

第4 保護思想の普及および訓練の実施

文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事や広報活動を通じて防火、防災の趣旨を周知する。また、文化財所有者または管理者は、日頃地域の消防団、区民と連携して、初期消火活動訓練などを行う。さらに、町教育委員会および所轄消防機関は、文化財について防火査察、防火訓練などを隨時行う。

第5 たき火または喫煙の制限区域

東近江行政組合火災予防条例第23条の規定に基づき、下記の区域内におけるたき火または喫煙の制限を行う。

<たき火または喫煙の制限区域>

所在地および名称	区域	制限区域
蒲生郡竜王町大字鏡 1289 番地 鏡神社	・境内周囲 20 メートル以内	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字岡屋 1247 番地 勝手神社	・境内石橋より内部	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字綾戸 467 番地 苗村神社	・東本殿参道を含め境内 ・西本殿コンクリート柱で区画 された内部	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字川守 41 番地 龍王寺	・山門より内部	たき火 喫煙禁止

第13節 複合災害予防対策

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、県、町および防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

第1 複合災害時の災害応急体制の整備

町は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練の実施

町は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第14節 雪害予防対策

雪害から町民の生活を守り、冬季の交通の確保を図るために雪害対策を推進する。

第1 道路雪害対策

各道路管理者は、冬期の道路交通の安全を確保するため、毎年「雪寒対策計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。

1 除雪路線および実施区域の分担

雪寒対策計画は、各道路管理者において毎年定める。除雪の実施区域の分担は次のとおりとし、必要に応じて県および関係機関と協議する。

- (1) 名神高速道路：西日本高速道路株式会社
- (2) 国道8号：国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
- (3) 上記以外の国道、主要地方道および県道
：県土木交通部道路課および東近江土木事務所
- (4) 町道：竜王町

2 情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するよう機器の整備等に努める。

3 除雪体制の整備

豪雪に備えるため、また、主要道路の交通を迅速に確保するため、除雪協力者の拡充および除雪機械の確保に努める。

第2 地域雪害対策

1 雪処理の担い手確保の推進

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、地域で高齢化等が進んでいる状況を踏まえ、町は、地域コミュニティが共同して雪下ろしを行うシステムを整備するよう働きかける。

2 要配慮者対策の推進

町と自治会等が共同して雪下ろしの困難な要配慮者をあらかじめ把握し、豪雪時には雪下ろしを支援する体制を整備する。

3 広域連携による雪処理体制の整備

消防団等による広域応援による雪処理体制をあらかじめ整備し、豪雪時には早期に応援に入る仕組みを確立する。

4 雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、町内および町外から雪処理ボランティアを募集し、速やかに雪処理の担い手の確保を図る。